

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日		
条例の題名	三重県財政状況の公表に関する条例		公布日	昭和23年3月31日	
条例番号	昭和23年三重県条例10号		直近改正日	昭和39年3月25日	
所管部局課	総務部財政課		電話番号	059-224-2119	
条例の概要	三重県財政事情の作成及び公表について規定する			条例の種類 委任型	
視点	項目	回答	検討内容		
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	地方自治法第243条の3第1項の規定に基づき、条例で定めることが必要である。		
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	地方自治法に規定された事務であり、実施していく必要がある。		
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	いいえ	公表時期などに齟齬がある。		
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし			
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)。	はい	財政状況の公表については、地方自治法第243条の3第1項により、条例での規定が必要である。		
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第243条の3第1項		
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)。	はい			
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	いいえ	公表時期などに齟齬がある。		
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい			
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい			
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい			
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい			
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい			
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	いいえ	第5条の公表方法に関する規定について、他条例と手段の記述が異なるものとなっている。		
	関係する法令・条例の間において、条例に規定している手段との重複はない。	いいえ	第3条に定める「公営事業の経理の概況」については、地方公営企業法及び三重県公営企業の設置等に関する条例にも規定があるため、作成及び公表に関する内容が重複している。		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい			
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい			
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい			
その他	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果	改正を検討する	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
		三重県公営企業の設置等に関する条例においても、公営事業の経理の概況に関する規定があるため、重複する規定について改正する必要がある。また、インターネットの普及等に鑑み、財政状況の公表方法について改正する必要がある。	公表時期などの齟齬については、条例に規定する事務手続に改めるため、条例改正を要しない。	無	無